

地方分権改革に関する提案募集 についての考え方

(水道事業の認可権限の都道府県への移譲)

平成26年9月8日

厚生労働省健康局水道課

水道事業認可について

(認可制度)

- 水道事業は、国民生活にかけがえのない飲用に適する水の供給を行う公益性の高い事業（市町村経営原則、総箇所数のうち89%が公営、11%が民営）
- 水道用水供給事業は、水道事業に水道用水を供給する事業であり、都道府県や市町村の一部事務組合が経営
- 認可制度は、水道の公益目的を達成するため、一定の技術的、財政的基盤を有する申請者に対して地域独占の事業経営権を与える、合理的・計画的に事業経営させるとともに、水道利用者の利益を保護する公企業の特許にあたる制度
- 認可に際し、水源確保の確実性、事業計画の合理性、給水契約の妥当性、浄水施設等の技術的適格性などを審査

(認可の状況)

水道事業及び水道用水供給事業7,766事業(H24年度末)のうち約93%に当たる7,272事業に係る認可権原が、すでに都道府県に委任。平成24年度認可処分総数331件のうち、約93%にあたる308件が都道府県によるもの。（※認可処分数には、創設認可のみならず変更認可、変更届出を含む。）

事業		対象	対象事業体数(H24末)	平成24年度処分実績
都道府県認可処分	水道事業(簡水含)	給水人口5万人以下	7,256(93.5%)	創設 30
	水道用水供給事業	給水量2万5千m ³ /日以下	21 (0.3%)	変更 278
国認可処分	水道事業	給水人口5万人超(※1)	415 (5.2%)	創設 2
	水道用水供給事業	給水量2万5千m ³ /日超(※2)	74 (1.0%)	変更 21
計			7,766 (100%)	331

※1、2 地下水のみを水源としている場合は知事認可となる

第1次勧告（平成8年12月）における整理

当時の地方分権推進委員会において、国が認可を行う水道事業のメルクマール（5万人超）について、国と地方の役割分担はいかにあるべきかという観点から、その見直しについて議論

議論の結果

第1次勧告における記載（抜粋）

国が現在直接認可事務を行っている水道事業のうち、給水人口5万人超の水道事業で水利調整の必要性があると考えられるもの以外のものの認可については、都道府県に委譲する。

（整理された考え方）

- 給水人口が5万人を超える水道事業は、以下の理由から国が行う。
 - 利用者が多く、事業の形態、水源の確保、事業の合理性等の判断について、より広域的な観点から行う必要性が高いこと
 - 限られた水資源については、地域にとらわれず、流域全体の利用者間で公平に利用できるよう、公正・中立な立場から水道から厚生労働大臣が水道事業体間の調整、他の水利行政（河川管理者、水資源開発行政、利水行政）との調整及び政策調整を行う必要があること

水道法施行令改正

上記勧告を受け、国における水利調整の必要性がないもの（地下水）を水源とする水道事業については、平成9年に水道法施行令を改正し都道府県へ権限を移譲

事業権限の移譲に対する考え方について

国の関与の必要性

事業の認可に当たつては、水道事業等の用に供する水源の公平な分配、水道施設の合理的な配置等に関する広域的調整が必要であり、また水道水供給の安全性・安定性を全国的に担保しなければならないことから、国の関与が必要

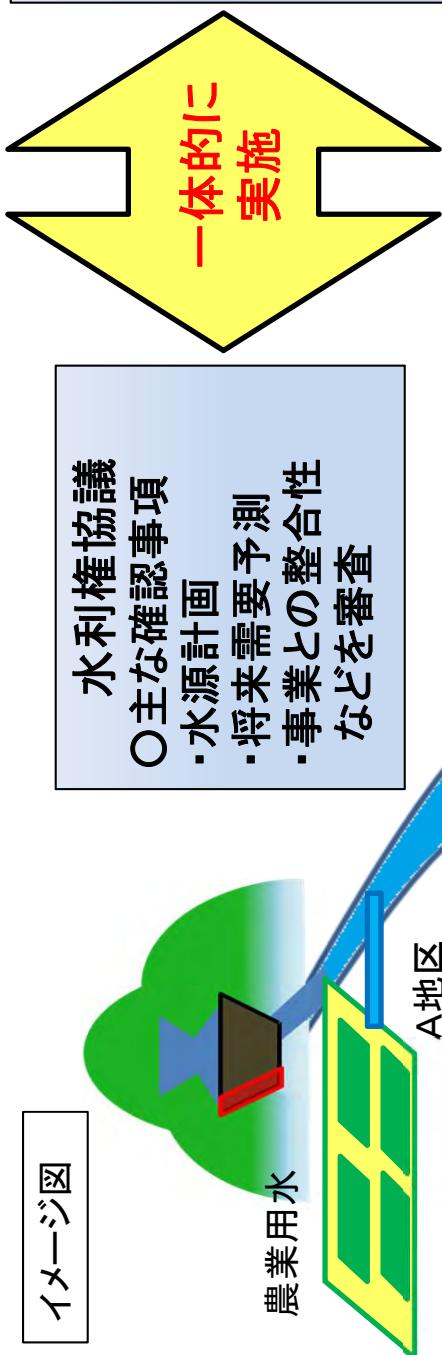
提案内容に対する当省の見解

- 他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水资源行政と連携しつつ、広域的調整により水资源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整を行うことが必要。
- 現在も、とりわけ一定の給水人口以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)時点からの状況変更はないにとから、今日的に見ても変更する必要性はない。
- なお、水道事業全体でみれば、約93%以上(全事業体:7,766、国認可:489、都道府県認可:7,277)を都道府県の認可としているところであり、国が直接認可等を行うものは、極めて限られている。

水利権協議について

- 水利使用について河川法に基づき国土交通大臣より関係機関の長に協議がある。
- 協議の際には、事業認可内容との整合性、需要予測及び水源計画の妥当性等を確認。
- 必要に応じて関係者との調整を行う。
- 水源の公平な配分、施設の合理的な配置等に関する広域的な調整が必要。

イメージ図



水利権協議

- 主な確認事項
- ・水源計画
- ・将来需水予測
- ・事業との整合性
- ・事業と水の審査

事業認可

- 主な確認事項
- ・水源確保の確実性
- ・事業計画の合理性
- ・給水契約の妥当性
- ・浄水施設等の技術的適格性
- などを審査

一体的に
実施

近年の協議件数

年度	水利権協議件数
H23年	44
H24年	109
H25年	81

- 事例
- 利根川水系においては、1都5県にまたがる水資源開発、遠距離導水により確保された水が利用されている。よって多量の水を利用する水道事業の需要予測等を中心立・公平な立場で行う必要がある。
- ・利根川水系協議会
H24年度 26件、H25年度 21件

事業認可の審査にあたっては水源確保(取水口の設置位置、取水量等)を確認するため、水利権の協議と一體的に行うことが必要。

水道事業体が対処すべき課題

水道の理想像(新水道ビジョン 平成23年3月策定)

安全
安心して飲める水道
適正な水質管理体制
統合的アプローチによる対応

強靭

危機管理に対応できる水道
適切な施設更新、耐震化
被災してもしなやかに対応

持続

國民から信頼される水道
長期的に安定した事業基盤
人口減少社会を踏まえた対応

施策の例

○水源事故対策の推進

水源から給水栓に至る全て
のプロセスで危害評価と危
害管理を行う水安全計画の
策定を推進。

○水道施設の耐震化の推進

巨大災害の発生に備え、導水、配水管
や浄水施設等の耐震化を推進

○アセットマネジメントの推進

持続可能な運営のために
アセットマネジメントを推進

水安全計画策定状況

認可区分	策定率
都道府県認可	2.6%
国認可	26.8%

※H24年度データ 簡易水道は除く

耐震化計画 策定状況

認可区分	基幹管(導水、 配水)送水、配水管等	浄水場、 配水池等
都道府県認可	26.9%	28.0%
国認可	60.1%	63.8%

※H25年度データ 簡易水道は除く

アセットマネジメント実施状況

認可区分	実施率
都道府県認可	36.1%
国認可	81.8%

※H25年度データ 簡易水道は除く

- ・水道事業体の安全・強靭・持続・持続とのキーワードによる運営を担保するため、水安全計画の策定、
- ・水道施設の耐震化、アセットマネジメントの実施といった取組を全国的に推進。
- ・国は、ガイドライン等の周知や立入検査の指導を通じた認可事業体への直接的な働きかけにより国認可事業体の取組を促進しているが、都道府県認可事業体の取組は低調。

危機管理対策について

- 水道には地震、風水害、テロ対策等様々な危機事象の可能性がある。
- 国は様々な危機事象に対し、様々なマニュアル策定指針等を水道事業体へ示している。
- これらのマニュアル策定指針等により、国は立入検査の指導を通じて認可事業体に対して危機管理対策の作成を指示している。
- 災害、事故発生時の対応について、国に報告が上がった際には、必要に応じて関係者へ事故の事例と共に対応策等について周知を行っている。（国認可事業体のみならず都道府県認可事業体の水道に事故が発生したときにおいでも、国が対応方針等の周知を行っている事例がある。）

危機事象	国によるマニュアルの整備状況		危機対策マニュアル策定状況
	認可区分	策定期	
地震	・ 地震対策マニュアル策定指針(平成19年2月) ・ 水道の耐震化計画等策定指針(平成20年3月)	都道府県認可	49.9%
風水害	・ 風水害対策マニュアル策定指針(平成19年2月)	国認可	94.7%
施設事故・停電	・ 施設事故・停電対策マニュアル策定指針(平成19年2月)		
管路事故 ・給水装置凍結事故	・ 管路事故・給水装置凍結事故対策マニュアル策定指針 (平成19年2月)		※何れかのマニュアルを策定していれば カウント
水質汚染事故	・ 水質汚染事故対策マニュアル策定指針(平成19年2月) ・ 水安全計画策定ガイドライン(平成20年5月)		※水道統計:H24年度データ(簡易水道除く)
テロ	・ テロ対策マニュアル策定指針(平成19年2月)	都道府県認可	50.3%
渇水	・ 渇水対策マニュアル策定指針(平成19年2月)	国認可	84.5%
情報セキュリティ	・ 水道分野における情報セキュリティガイドライン (平成18年10月策定、平成20年・25年改訂)		

- ・国認可事業体と比較して、都道府県認可事業体のマニュアル策定及び防災訓練の実施状況は低調。

国 の 水 道 事 業 体 等 に 対 す る 指 導 監 督

- 水道事業の適正を確保するため、毎年度、国認可の水道事業体等から事業の状況報告をお願いしている。
- 都道府県にも、国認可事業体と同様に都道府県認事業体等への調査をお願いしている。
- 立入検査において、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事、監督状況、認可届出状況、水質検査結果の記録、住民への情報提供、危機管理対策の状況などを確認している。

○ 国の立入検査の実施状況

・平成25年度において、国認可の481の水道事業及び水道用供水事業のうち、53事業体に対して実施。

立入検査項目

- ①水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- ②認可(変更認可)や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- ③施設基準の遵守の状況等、水道施設設備管理の実施状況
- ④健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- ⑤水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- ⑥水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- ⑦自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- ⑧情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
- ⑨環境保全対策の実施状況(水質汚濁防止法の遵守状況等)

- 指導した主な事項
 - ・危機管理対策に係るマニュアル不備
 - ・水道施設設備管理に関する不備
 - ・住民への情報提供の未実施などが挙げられる。
※都道府県認可から国認可に移行した事業体に
ては、国が立入検査を実施したところ、各種マニ
ュアル策定、水質検査の記録、需要者への情報提
供、他部局との連携等問題を指摘し指導を行った
事例もある。

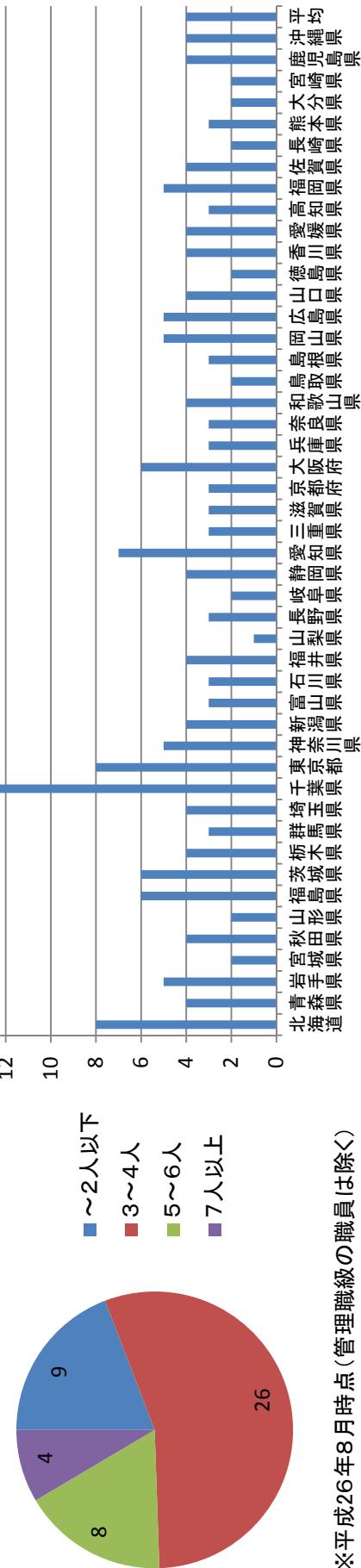
→ • 結果はHPで公表するとともに、全国水道関係担当者会議等で紹介

- ・国の立入検査は水道法に定める事項を中心に行うとともに、検査後の改善措置に関するフォローも実施。都道府県においては立入検査件数がまだ多い、検査の質の確保が難しい。

都道府県の水道事業の監督体制

- 都道府県の水道事業に関する業務は、都道府県認可水道事業体の審査や立入検査以外の業務に加えて、専用水道の確認業務、国庫補助金の交付経由業務等があり、これに加えて都道府県新水道ビジョンの策定等政策的な業務が付加される。
- 水道の監督を行う課室において、食品衛生部門、環境部門等と一緒に業務を行っており、水道に関する専任職員数が極めて少ない中で監督を行う都道府県も存在。
- 立入検査業務について、保健所に下ろす都道府県も存在する一方、本庁が自ら実施している都道府県も存在して体制は一律でない。

水道専任職員の分布



※平成26年8月時点(管理職級の職員は除く)

- ・水道事業体の数に比べて水道に関する専任職員数が少ない都道府県や出先機関のない都道府県では認可の審査事務や立入り検査に負担は大きい。
- ・このような現状を踏まえれば、都道府県においては、既存の都道府県認可事業体への指導監督をしっかりと上で、国認可事業体と都道府県認可事業体の地域化については国と連携して進めることが適切。

米業者
販賣者

アセットマネジメントの必要性

長期的な視点での持続可能な水道施設の管理運営には、 アセットマネジメントが必要不可欠

- 水道事業におけるアセットマネジメントとは、水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新といった施設管理に必要な費用と、そのための財源を算定し、長期的視点に立って経営していくことである。

- 厚生労働省は、平成21年7月7日に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」、平成25年6月に「簡易支援ツール」を作成した。
- 平成25年度は、都道府県単位で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、平成25年度中に45都道府県で開催するに至った。
- その結果平成25年度の全体の実施率は平成24年から1年で22.3ポイント上昇した。
- 特に実施率の低かった都道府県認可事業体においても23.8ポイント上昇した。

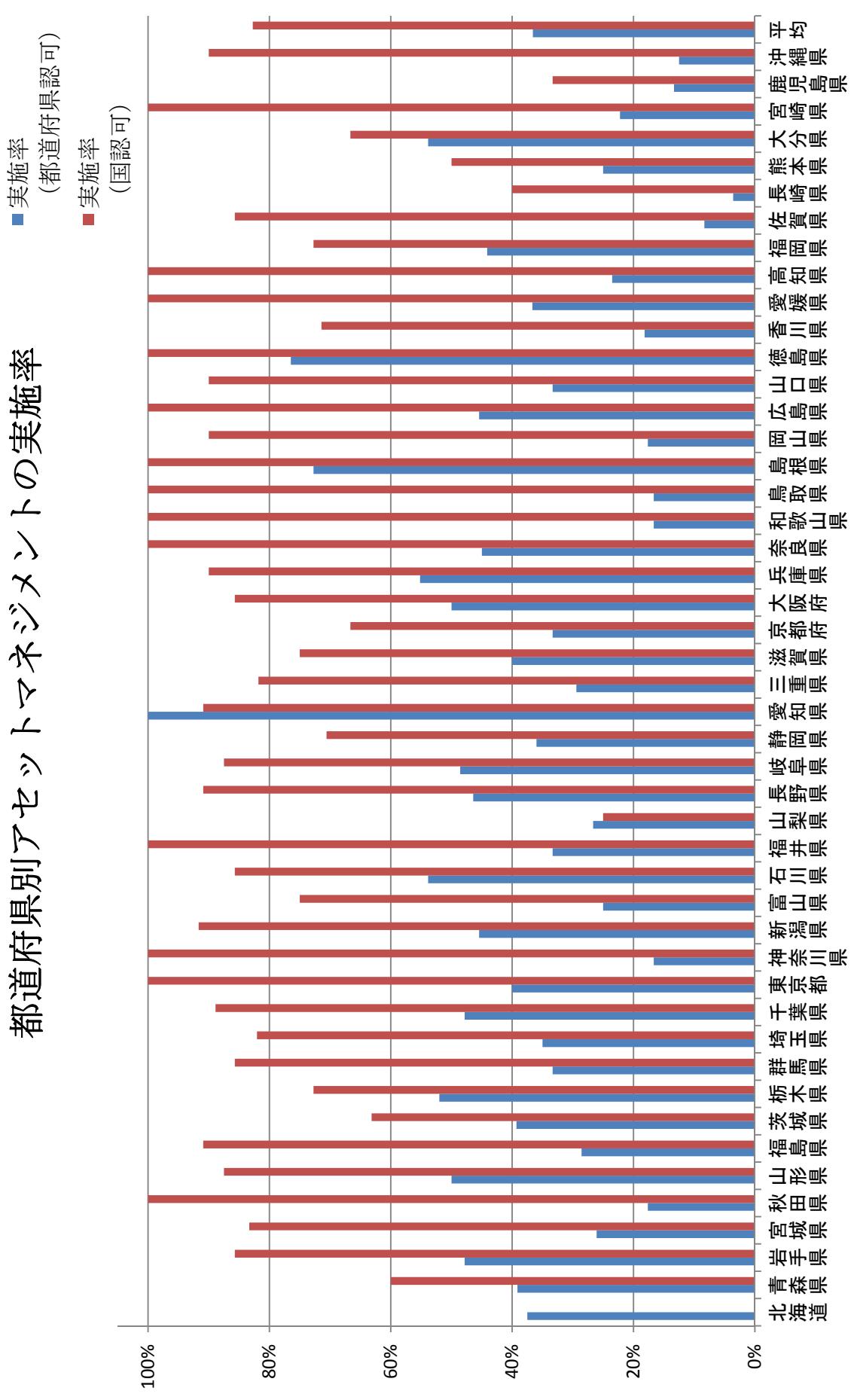
アセットマネジメントの実施状況 (単位:事業体数)

認可区分	都道府県認可	国認可	合計
H24	割合	12.4%	29.4%
H25	割合	36.1%	51.7%
H24からH25への伸び(ポイント)	23.7	17.6	22.3

注) 実施事業体数には実施中の事業体も含まれる

※厚生労働省 平成26年1月末時点 11

都道府県別アセツトマネジメントの実施状況（H25）



注) 実施率には実施中も含まれる

※厚生労働省
平成26年1月末時点

管路の老朽化の現状と課題

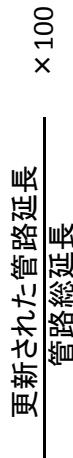
- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。

管路経年化率(%)

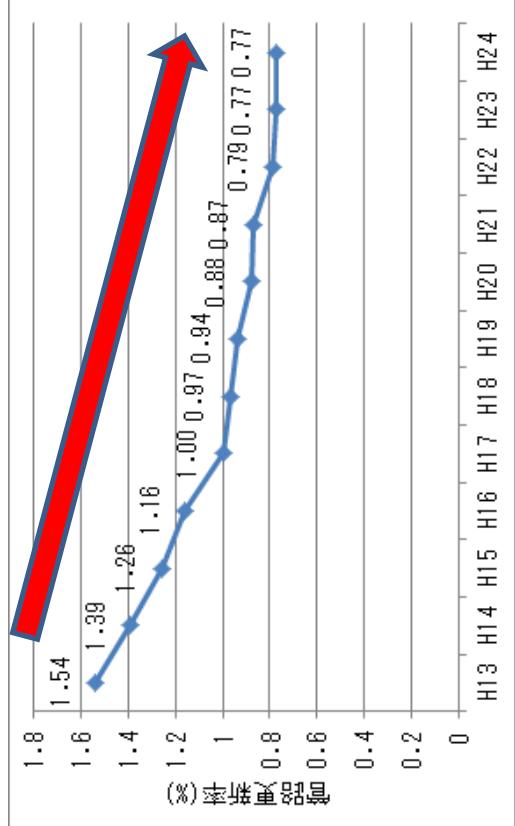


○年々少しずつ経年化率が上昇
→ 老朽化が進行。

管路更新率(%)



○年々少しずつ更新率が低下
→ 管路更新が進んでいない。



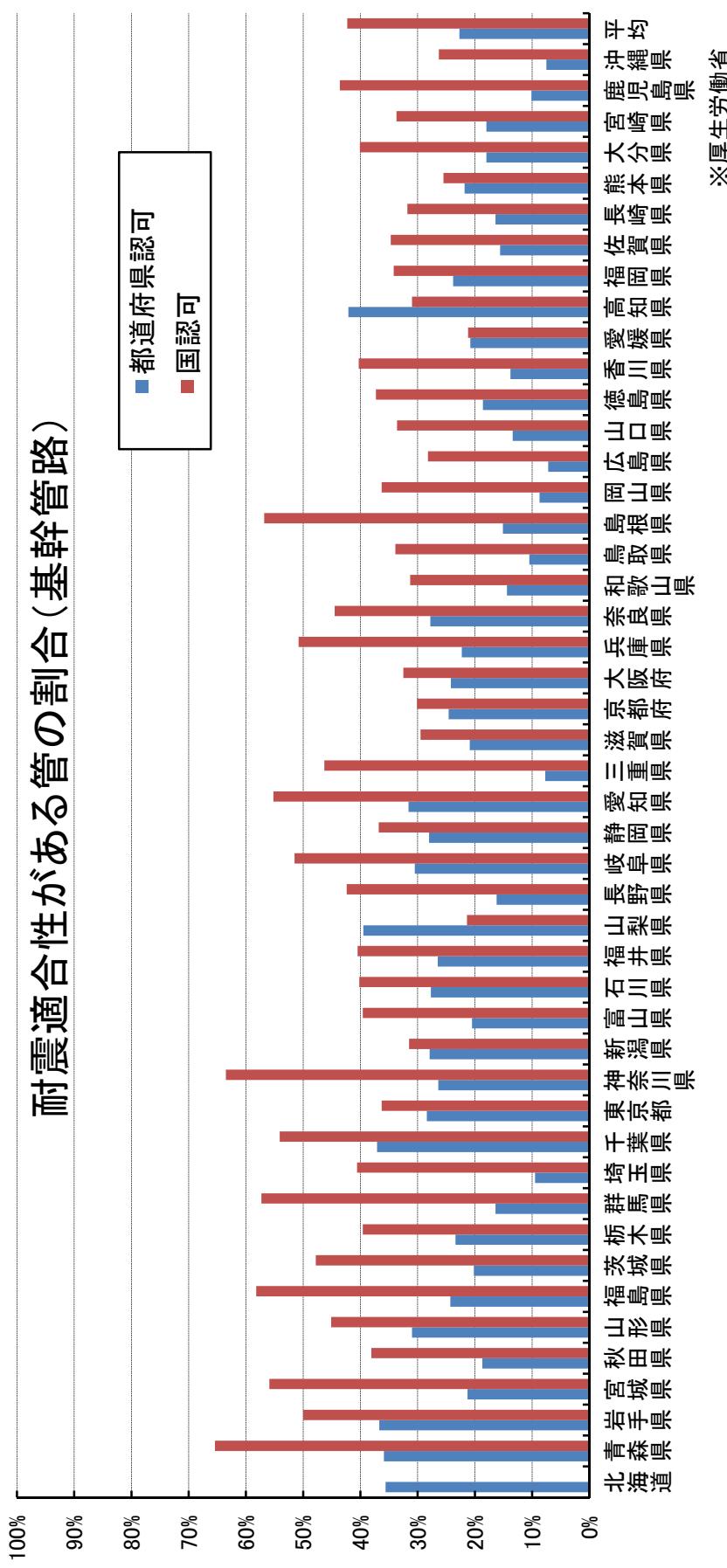
年度	国認可	都道府県認可	全国平均
管路更新率	0.84%	0.63%	0.77%
管路経年化率	10.8%	6.5%	9.5%

○今の更新率0.77%から単純に計算すると、
全ての管路を更新するのに約130年かかると想定される。

水道基幹管路の耐震適合率(平成24年度末)

水道管路は高度成長期に多くの布設がなされているが、これらは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある管路の割合は33.5%にとどまり、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。

【全国平均値】 (23年度) (24年度)
 32.6% → 33.5%
 前年度からの伸びは0.9ポイント



※厚生労働省

水道事業の運営基盤強化の推進

持続可能な水道を構築

- 運営基盤が脆弱な小規模水道事業体が多いことから、水道事業の統合を含めた広域化を推進することが必要。
(国が主導して広域化の必要性を訴え、統合に成功した事例もある)
- 基盤強化を推進するため、国においても手引き等を作成し支援を行っている。

広域化の必要性

【課題】

- ◆ 人口減少に伴う給水収益の減少
- ◆ 施設稼働率の低下 ◆ 職員の削減
- ◆ 老朽化した施設の増加 など

運営面や技術面の強化など様々な課題解決については、小規模水道事業体では対応が困難な状況。

【解決策】

- ◆複数水道事業体の統合
- ・民間事業体の活用
- ・人材(技術者)の確保と適正配置
- ◆ 統合に伴う施設の再配置(施設整備)

近年における国・都道府県認可事業体統合事例

統合年次	認可区分	統合した事業	統合後の事業体名
平成18年4月	都道府県 国	滝川市水道事業、砂川市水道事業、歌志内市水道事業、奈井江町水道事業 中空知広域水道 企業団	中空知広域水道 企業団
平成21年12月	都道府県 国	福津市水道事業 (福津、津屋崎)	宗像地区事務組合
平成22年4月	都道府県 国	淡路市水道事業、宗像地区事務組合(用供) 洲本市水道事業、南あわじ市水道事業、淡路広域用 水供給事業	淡路広域水道企業団
平成24年10月	都道府県 国	水巻町水道事業 北九州市水道事業	北九州市
平成26年4月	都道府県 国	紫波町水道事業 北上郡水道事業、花巻市水道事業、岩手中部広域水 道用水供給事業	岩手中部水道企業団

事業体数の推移

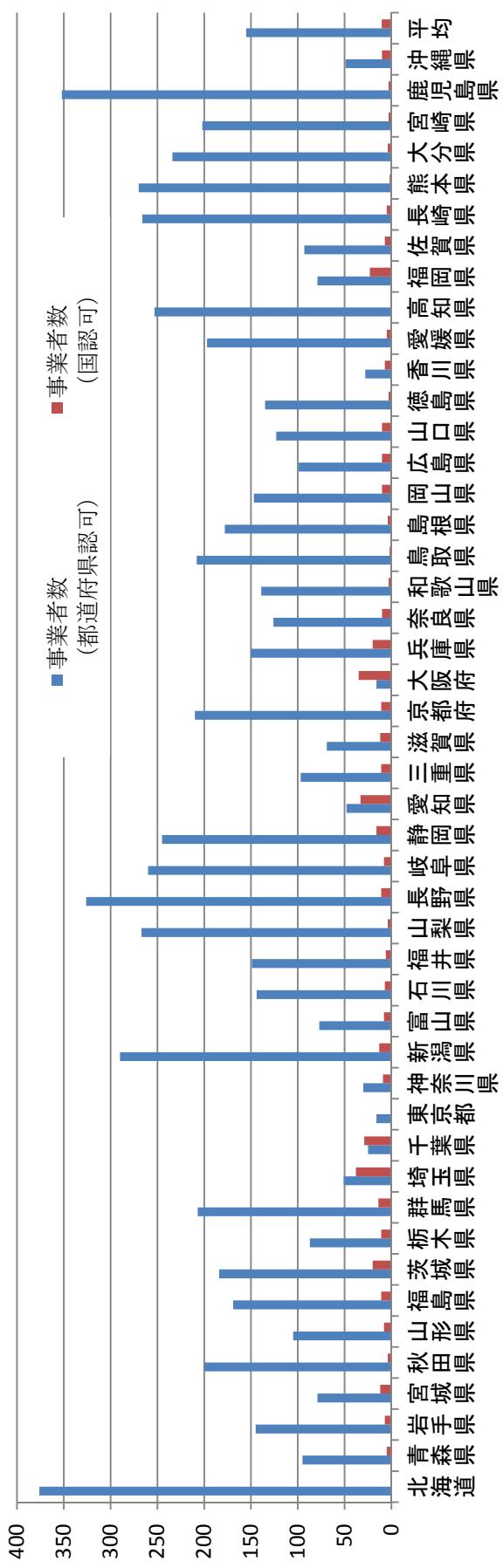
	認可区分	H14	H24
水道事業	都道府県認可	1,550	994
	都道府県認可 (簡易水道)	8,599	6,257
	国認可	406	415
水道用水供給事業	都道府県認可 国認可	22 89	21 74
合計		10,666	7,761

国の運営基盤強化に関する取組

・水道広域化検討の手引き ・水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き	(平成20年度)
・水道事業統合及び施設の統廃合・再構築の事例集 ・水道事業の再構築に係る施設更新費用算定の手引き	(平成21年度)
・水道事業における広域化事例及び広域化に向けた検討事例集 ・水道事業における官民連携に関する手引き	(平成23年度)
・水道事業における官民連携に関する手引き	(平成25年度)
	(平成25年度)

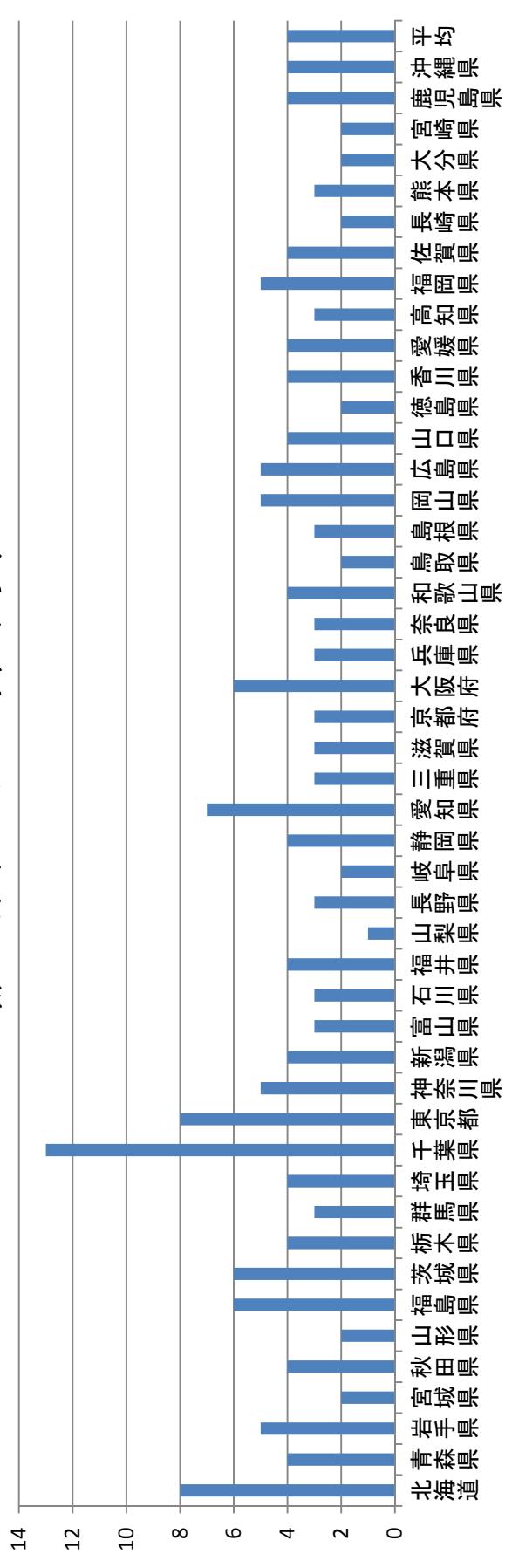
都道府県別水道事業体数と職員数の分布

都道府県別水道事業体数 平成23年度末現在 水道統計:7,781事業体



平成26年8月時点(管理職級除く)

都道府県別水道専任職員



平成25年度厚生労働省立入検査における確認項目（一部抜粋）

平成25年度厚生労働省立入検査における確認項目（一部抜粋）

検査事項	確認項目
1. 資格	<p>①水道技術管理者 (1)水道技術管理者は選任された正在するか。</p> <p>水道技術管理者は資格要件を満たしているか。</p> <p>○法第19条第1項 (水道技術管理者) 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させたるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。 ○法第31条 (準用) (略)第19条 (略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)</p> <p>○法第19条第3項 (水道技術管理者) 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を設けている。）を有する者でなければならぬ。</p> <p>○平23健発0830第10号 水道技術管理者の資格基準について、水道事業又は水道用供水給事業を経営するすべての地方公共団体が条例で定めることと。ただし、施行日（平成24年4月1日）から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、従前のとおり政令で定める資格とみなす経過措置を設けている。</p> <p>○法第31条 (準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用供水給事業者について準用する。(略)これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○施行令第6条 (水道技術管理者の資格) 法第19条第3項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。 ○施行令第10条 (水道用供水給事業者について準用する法の規定の読み替え) 法第31条の規定による読み替えられたる字句読み替えては、次の表のとおりとする。 ○施行令第2号 第13条第1項 第31条において準用する第13条第1項 第31条において準用する第31条第1項 第31条において準用する次条第1項 第31条において準用する第22条 第31条において準用する第22条 第31条において準用する第23条 第31条において準用する第23条 ○施行規則第14条 (水道技術管理者の資格) 規則第6条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。(略)</p>

・国が行っている立入検査では約350にわたる水道法及び施行規則等関連規則に関する項目を確認しております、きめ細やかな対応を行っている。

・立入検査の結果等はHP、全国水道関係担当者会議等にて周知。